

県本部第2回単組代表者会議
2020年11月10日(火) 15:00~
福島市「福島グリーンパレス」
共済県支部「担当役員会議」
2020年11月13日(金) 11:00~
福島市「パルセいいざか」

自治労福島

自治労福島県本部機関紙
E-mail:chousa@jichiro-fukushima.or.jp

第818号
2020年(令和2年)
11月5日
福島市荒町1-21
自治労福島県本部
発行人志賀一幸



福島県人事委員会 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告・勧告の概要

令和2年10月26日
福島県人事委員会

<報告・勧告のポイント>
○特別給(期末手当)を引下げ(△0.05月分)
○月例給及び人事管理の課題については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方
・人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受け、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことの代償措置として、適正な処遇を確保するために設けられているもの
・職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている

II 職員給与の改定
1 職員給与と民間給与の比較
本委員会が6月29日から7月31日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給と民間の特別給との比較を行った結果は次のとおり(特別給)

職員の年間支給月数(a)	民間の年間支給割合(b)	差(b)-(a)
4.45月	4.41月	△0.04月

※民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の割合

2 本年の給与の改定
(1) 特別給
年間支給月数を0.05月分引下げ(4.45月分→4.40月分)
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期	合計
令和2年度 期末手当	1.275月(支給済み)	1.225月(現行1.275月)	2.50月(現行2.55月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)	1.90月(改定なし)
令和3年度 期末手当	1.25月	1.25月	2.50月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月

(2) 実施時期
令和2年12月1日

県本部は県公務員共闘会議に結集し、地方公務員の生活を守るための賃金水準確保と一時金支給月数の確保、支給月数を国家公務員と同等とするよう求めてきたが、県内の民間水準の反映とはいえず、東日本大震災・原発事故からの復興・創生、自然災害からの復旧・復興、新型コロナウイルスの発生、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や急激に落ち込んだ地域の経済対策、頻発する大規模災害などから住民の命と生活を守るため懸命に奮闘している組合員の実態や思いを踏まえ、給与水準の低下に繋がる一時金引き下げの人事院勧告は残念と言わざるを得ない。勧告・報告の取り扱いは、臨時国会での法案成立を図るため、月例給・一時金以外の課題について先行して交渉・協議を進めるべくお願いする。

が、コロナ対策・災害などから住民の命と生活を守るために奮闘している組合員の実態や思いを踏まえ、一時金の引き下げ勧告は残念と言わざるを得ない。勧告・報告の取り扱いは、臨時国会での法案成立を図るため、月例給・一時金以外の課題について先行して交渉・協議を進めるべくお願いする。

2020県人勧 2020国人勧

県人勧 一時金0.05月引き下げ
月例給は、後日勧告
国人勧 給料表の改定なし

福島県人事委員会は、10月26日、県職員の給与のうち一時金について0.05月引き下げ、4・40月に改定するよう勧告し、月例給については後日改めて勧告を行うとした。また、人事院は10月28日、月例給の官民較差がごくわずかにとどまったことから、給料表の改定は行わないとする報告を行った。

人事院 報告の骨子

○今回の報告のポイント
月例給の改定なし
民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較
約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率80.2%)
公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 △164円 △0.04%
〔行政職(一)…現行給与408,868円 平均年齢43.2歳〕

2 改定方針
民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)
民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ
4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

2020人事院勧告・報告に対する自治労見解

- 人事院は10月28日、本年の月例給の官民較差が▲0.04%(▲164円)と、ごくわずかにとどまったことから、給料表の改定を行わないとする報告を行った。また、先行して10月7日には、一時金について0.05月引き下げの給与勧告及び公務員の人事管理に関する報告を行った。
- 2020人勧期闘争にあたって自治労・公務員連絡会は、コロナ禍の中、良質な公務・公共サービスを確実に提供するためにも、必要な要員と賃金労働条件が確保されなければならないとして、公平・公正で客観的な官民比較に基づく給与勧告を人事院に求め、2020人勧期統一署名(497,717筆の集約)に取り組みながら、粘り強い交渉を進めてきた。
- 本年の月例給官民較差が極めて小さく、「給料表の改定なし」となった要因は、先行した一時金勧告の考え方と同様に、4月時点の官民比較という制度の仕組みによるところが大きい。2020春闘や各種統計調査の結果などを踏まえれば、一定の整合性は確保されたといえることができる。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や急激に落ち込んだ地域の経済対策、頻発する大規模災害などから住民の命と生活を守るため懸命に奮闘している組合員の実態や思いを踏まえ、給与水準の低下に繋がる一時金引き下げの人事院勧告は残念と言わざるを得ない。
- 今後は、勧告・報告の取り扱いが焦点となるが、客観的な官民比較の結果等を踏まえた国会における公務員給与に関する冷静な議論と臨時国会の会期中の法案成立を図る。自治労は、この間、給与構造改革や給与制度の総合的見直しなどにより、国と地方の給与格差が拡大されてきた事実を踏まえ、運用改善による賃金水準の回復を求めていく。また、国の非常勤職員には勤勉手当が支給されている一方で地方の会計年度任用職員は期末手当しか支給されていないなどの実態を踏まえつつ、本来あるべき均衡・権衡の確保に向けた闘いを強化していく。
- 自治労は、2020賃金確定闘争に向けて、引き続き人事委員会対策と労使交渉を強化しながら、給与水準の維持・改善を求めるとともに、本部は、各自治体における労使交渉結果に対し国が不当な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策を強化する。自治労運動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則に立ち、単組・県本部・本部が一体となって産別統一闘争を全力で展開する。

福島県本部 第107回定期大会

2021年度運動方針を決定

自治労福島県本部は、10月16日郡山市「郡山ユラックス熱海」において、第107回定期大会を開催した。県内各単組から171名(内女性18名)の代表議員、傍聴20名が出席し、2021年度運動方針・当面の闘争方針等が賛成多数で可決決定された。



共サービスの維持・向上に努めている組合員の士気を下げるのではないよう、不安の解決・課題の改善にしっかりと取り組んで行く。」とあいさつがあった。来賓として、連合福島今野会長、自治体議員連合野田会長からあいさつをいただいた。

報告・承認事項

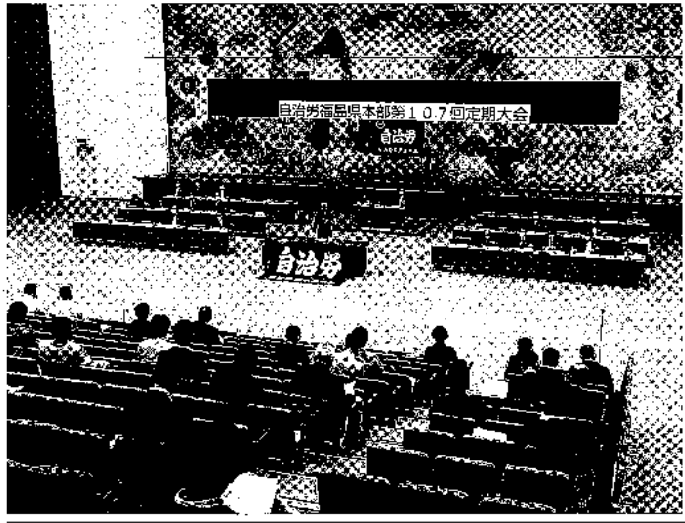
第107回定期大会は、議長に川俣町職労白岩代議員、県職連合北会津支部川村代議員を選出し進められた。

経過報告の2020年度一般経過報告、議会活動報告、一般会計・特別会計決算報告、会計監査報告については、質疑はなく拍手多数で承認され、議事録、救済委員会決定事項の承認について

議案

午後からは、議案第1号2021年度運動方針(案)から第6号まで一括して、提案を行った。議案に対し、8人の代議員から発言があった。

国見町長選挙について、組織内議員である佐藤候補者、単組の執行委員経験者であった引地候補者兩名から推薦要請があり、執行部では時間的制約もあることから「自主投票」は選択しないことを示し職場討議、意見集約を行い、大半は「両者支持」であったことから「両者支持」を単組方針として決定した。今回の決定については、あくまで今回限りの対応でありご理解をいただきたい。

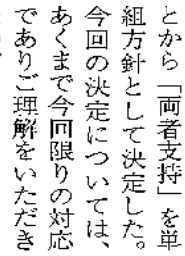


喜多方市職労では会計年度任用職員の組合加入説明会を開催し、昨日までに2名の組合加入届出があった。組織化の課題では当事者からは「どのようなメリットがあるのか」と言われる。県本部全体で組織化に向けた具



①喜多方市職労 中川代議員

③福島県職連合 大内代議員



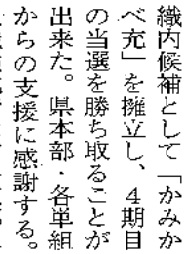
④田村広域職労 中島代議員

田村広域行政組合は2023年3月31日で解散することが決定しており、解散後の処遇について交渉を重ねてきた。8月25日には県本部に交渉支援をいただき団体交渉を実施し、澤田書記長から「構成自治体において



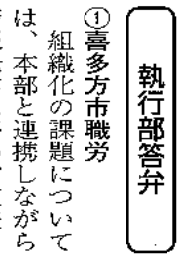
⑥いわき市職連合 高木代議員

9月に行われたいわき市議会議員選挙では、組織内候補として「かみかべ充」を擁立し、4期目の当選を勝ち取ることが出来た。県本部・各単組からの支援に感謝する。組織強化では、各支部において、昼食交流会などを実施し、一定の成果を上げている。人員確保については、「人員確保にか



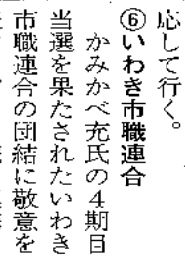
⑦会津若松市職労 清水代議員

①喜多方市職労 組織化の課題について、本部と連携しながら情報発信に努め、支援を返していく。会計年度任用職員の組織化を進めることが基本方針であるが、各単組の意見を聞きながら組織化に向け取り組む。共済の抜本改正では、会計年度任用職員への加入について改正後の



⑧二本松市職労 中村代議員

⑥いわき市職連合 かみかべ充氏の4期目当選を果たされたいわき市職連合の団結に敬意を表する。引き続き連携を図り、政策実現に向けた取り組みが重要となる。組織拡大と人員確保の支援をしていく。



⑦会津若松市職労

⑦会津若松市職労 抜本改正について県本部・県支部として大きな課題であり、本部に意見



⑧二本松市職労

⑧二本松市職労 競合組織の中で新採の取り組みも厳しい状況ではあるが、県本部として支援し、本部と連携しながら対応する。続いて、各補助機関からの報告を受け、志賀中央執行委員長が総括見解を述べ、議案第1号から第6号の採決を行い、大会を終了した。



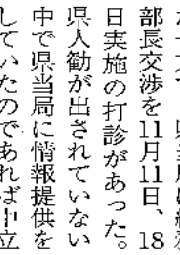
次は、選挙委員会から中央執行委員として服部孝徳さんが信任された報告があり、あいさつを受けた。

10月13日に県公務員共闘会議として県人事委員会と交渉を実施したが、「時期、内容については話し合い状況ではない」と不誠実な回答に終始した一方で、県当局は総務部長交渉を11月11日、18日実施の打診があった。県人勤が出されていない中で県当局に情報提供をしていただければ中立の第三者機関として問題がある。確定闘争では、定期大会で定期の取り組み方針を確立し、拡大対策など確定闘争に全力で取り組んで行く。



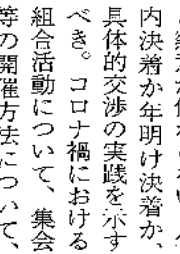
②国見町職労 吾妻代議員

確定闘争の推進について、具体的な考え方をスケジュールからはその意欲と熱意が伝わらない。年内決着が年明け決着か、長期的交渉の実践を示すべき。コロナ禍における組合活動について、集会等の開催方法について、県本部には強いリーダーシップを発揮していただき、決り細かな単組への指導をお願いする。



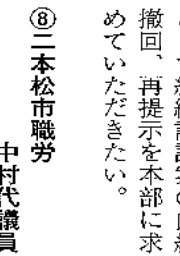
③福島県職連合

団体生命共済抜本改正については、県内各単組から多くの意見が出され、過日開催された本部臨時大会においても多くの発言がされている。市職労も意見集約し、課題の多い組織討議案を見切り発車すべきではないと考える。県本部・県支部として組織討議案の白紙撤回、再提示を本部に求めたい。



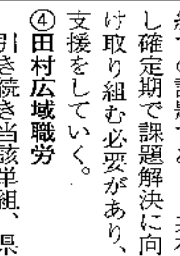
④田村広域職労

引き続き当該単組、県南総支部と連携し、支援をしていく。県内全単組、本部の支援を見据えた取り組みをしていく。



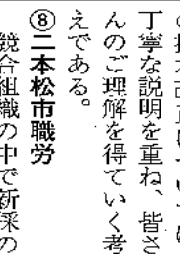
⑤福島市職労

確定闘争では現状維持を追求する。各単組での課題を洗い出し要求、交渉につなげていく。単なるマイナスは受け入れられないし、賃金改善を求めたい。コロナ禍の運動について、リーダーシップをはかり運動に対応して行く。



⑥いわき市職連合

引き続き当該単組、県南総支部と連携し、支援をしていく。県内全単組、本部の支援を見据えた取り組みをしていく。



⑦会津若松市職労

引き続き当該単組、県南総支部と連携し、支援をしていく。県内全単組、本部の支援を見据えた取り組みをしていく。



⑧二本松市職労

審議された議案

- 議案第1号 2021年度運動方針(案)
- 議案第2号 当面の闘争方針(案)
- 議案第3号 2021年度一般会計・特別会計予算(案)
- 議案第4号 県本部離職専従役員の再雇用に係る関係規約等の改廃について(組織討議案)
- 議案第5号 県本部離職専従役員の追求について(案)
- 議案第6号 次期県本部定期大会の開催について(案)



服部中央執行委員